

(別紙様式4)

提出された意見等の概要とこれに対する考え方

案 件 名 : 第3期ニホンジカ管理計画
意見募集期間 : 令和4年2月8日～令和4年2月28日
意見等の提出件数 : 1件(1人)

項目等	意見等の概要	県の考え方
モニタリングなどについて	①銃猟のCPUEについて全く触れられていないのはなぜか？	銃猟CPUEについては、SPUE(銃猟狩猟者の目撃効率)に内包されることから、シカ個体数推定に使用していない密度指標のため資料編への記載は行っていません。なお、森林動物研究センターHPにおいて銃猟CPUEは閲覧可能です。
	②糞塊密度調査の結果のメッシュ図がないのはなぜか？ 狩猟カレンダーの情報は社会情勢に影響を受けやすいので、最も客観的な情報として糞塊密度調査の結果をもっと示してもらいたい。	ご指摘のとおりメッシュ図を資料編に追加しました。
	③糞塊密度調査結果の経年変化を見ると個体数の変動とは一致していないようだが、これはどう考えればよいのか？	データ収集される地域が異なるため、密度指標の平均値の動向は指標間で必ずしも一致しません。なお、生息数の推定においてはメッシュごとの値の動向を分析しています。
	④SPUEだけが個体数の変動を示しているのか(SPUEだけをつかって個体数の推移を推定しているのか)？	個体数の推移については、SPUE以外にも密度指標として有効性が評価されている糞塊密度、箱わなCPUE、くくりわなCPUEを使用しています。なお、SPUEは広域的な密度分布の把握に適しており、農林業被害の発生や下層植生衰退との関連性も見られることから、シカ管理計画では管理目標にかかる指標値に位置付けています。

(別紙様式4)

提出された意見等の概要とこれに対する考え方

案 件 名 : 第3期イノシシ管理計画
意見募集期間 : 令和4年2月8日～令和4年2月28日
意見等の提出件数 : 2件(2人)

項目等	意見等の概要	県の考え方
六甲山系のイノシシによる生活環境被害について	六甲山系のイノシシにかかる市民からの相談状況にかかる記載を修正すべき。	ご指摘のとおり鳥獣相談ダイヤルの設置によりイノシシ苦情件数が増加したのではないことから、同ダイヤル等を通じて出沒通報等があると修正しました。
モニタリングなどについて	モニタリングを実施していると書かれているのに、資料編にもその一部の結果しか掲載されていないことに違和感がある。 ①銃猟のCPUEについて全く触れられていないのはなぜか？ ②痕跡密度調査やカメラ調査の結果について全く記載されていないのはなぜか？	①銃猟CPUEについては、イノシシ個体数推定に使用していない密度指標のため資料編への記載は行っていません。なお、森林動物研究センターHPにおいて銃猟CPUEは閲覧可能です。 ②痕跡密度については現在も調査研究中であり、まだ調査結果を発表できる段階ではありません。カメラ調査については現状の研究成果を資料編に追加します。

(別紙様式4)

提出された意見等の概要とこれに対する考え方

案 件 名 : 第3期ニホンザル管理計画
意見募集期間 : 令和4年2月8日～令和4年2月28日
意見等の提出件数 : 2件(2人)

項目等	意見等の概要	県の考え方
ハナレザルによる被害を防除するため対応について	<p>ハナレザルによる被害を防除するため対応として、以下の内容の追記すべき。</p> <p>住居集合地域等に定着した、または日常的に出没し、生活環境被害を及ぼす恐れがある、または現に被害を及ぼしており緊急を要する場合は麻酔銃猟についても検討する。</p> <p>警察部局とも連携し、事前に調整をすることで迅速な対応と早期解決を図る。</p>	<p>ご意見にあるように、ハナレザルをはじめ、地域個体群のサルにおける危険事案発生時の対応に向けた体制整備は必要と考えていますので、ご指摘のとおり、「危険事案発生時への体制整備」として追記しました。</p>
「絶滅」の定義などについて	<p>1) 絶滅確率を計算しているが、「絶滅」の定義は何か？成獣メスが複数頭いる状態が「群れ」と判断するのがサルの生物学的特性を考えると妥当ではないのか？</p> <p>2) 絶滅の恐れのある群れの分布する地域の被害が減少しない原因はなにか(特に美方)？</p> <p>①特に美方は防護柵もしっかり設置しているようだが、被害が一定量から減少していない。このままでは、対策もしっかりしているので、メスが少ないにも関わらずメスを捕獲するということになる。どうして、どのようにして、被害が発生しているのかをもっとしっかり追求して、被害発生を確実に抑えることが、地域住民にとってもサルの個体群にとっても必要である。近隣に比べて群れ数がとても少ないので、県下一律でなくもっと現実に即した調査や対策を行うべきである。</p>	<p>1) 絶滅確率の計算は、不可逆的な状況である0頭になる確率を算出しています。その上で、サル管理計画の中では、群構成がオトナメス10頭を下まわらなければ、群が長期的に存続すると考えています。</p> <p>2) 美方地域における集落の被害対策の意識も高く、サル対策用に電気柵の設置状況は高い設置率と考えています。ただ、現在は、電気柵を設置すると、非設置集落に出没し被害を出しています。R1には村岡区への出没が見られましたが、電気柵設置が進み、被害が低下しました。</p> <p>また、美方地域には家屋侵入をする悪質なオスが2頭おり、被害がでていました。その個体に対し、町と協議した後、センターが捕獲を実施した結果、被害が低減したと考えています。</p> <p>柵の設置については、理想的には一度に全ての集落に柵の設置が効果的と考えますが、現在は費用対効果の考え方から、段階的に実施しているところです。被害低減に向け、引き続き、被害対策などの研修会を通じた技術の平準化、情報発信などにも取り組んでいく予定です。</p>

(別紙様式4)

提出された意見等の概要とこれに対する考え方

案 件 名 : 第2期ツキノワグマ管理計画
意見募集期間 : 令和4年2月8日～令和4年2月28日
意見等の提出件数 : 25件(5人)

項目等	意見等の概要	県の考え方
ツキノワグマの分布について	東中国地域個体群と近畿北部地域個体群西部を跨ぐ形で同一個体が捕獲された事例がある。また、平成5年度～6年度あたりに、生野峠の国道312号線を横切るクマの目撃情報や、道路脇のガードレール、フェンスにクマの体毛がついていた事例があった。 このことから、数は少ないものの個体群間のクマの移動がある旨伝えることも検討すべきと思われる。	個体数の推定は、地域個体群間の移動を考慮して算出し計画を策定しています。 個体群間移動については、計画案中の「5 これまでの経過と現状(3) 現状」で、指摘の捕獲事例がある点および地域個体群間の遺伝子交流がある点を記載しています。
	分布域に関する記述として、「一度放獣した個体が円山川を越えて移動し、再度捕獲された事例も確認されている」とあるが、本来の生息地である奥山では生きていけないということではないか。	行動域はGPS調査により広範囲に及ぶことは確認されており、県境域など人の生活圏から離れた山中での利用も確認されています。
	本来のクマの生息域での生存確認は出来ているのか。生息域拡大ではなく、生息域変更である。本来いたエリアになぜいなくなったのか調べるべき。 密度についての客観的科学的データを得るためのモニタリングを実施しないのか？ 錯誤捕獲や出没情報はあくまでも集落近くの情報であって、人の利用の少ない場所のクマの情報把握を実施すべき。	現状、広域で行動するクマに対しての密度推定の調査手法が確立されておりません。今後、県境域などの人の利用の少ない山中でのモニタリング手法について検討していきます。
	被害状況に関する記述として、「県中南部地域や都市部での出没が増加し、分布域が拡大する傾向」とあるが、人間の社会活動による奥山の破壊により棲み家を奪われた結果、出没が増加しているのではないか。	推定生息数が増加していること及び出没件数が増加傾向にあり、出没場所が広がっていることから、分布域が拡大する傾向にあると判断しています。

計画策定の目的・目標について

<p>計画策定の目的として、人身被害・精神被害の防止による安全・安心の確保が掲げられているが、人間により精神被害を受けているのはクマのほうである。</p>	<p>鳥獣保護管理法の趣旨に基づき、計画を策定しています。 なお、クマ出没地域の方は、クマの出没によりいつ襲われるかわからない不安感や子供の送迎等日常生活に制約を受けていることについて、出没のない地域の方にも理解をしていただきたい。</p>
<p>兵庫県は、平成29年より、捕獲を強化していますが、人身事故自体は減っておらず、効果を上げているとは言えません。 捕獲によって、人とクマとの軋轢は解決しません。クマとの共存のためには、 ①生息地である奥山の生息環境整備 ②野生動物を寄せつけない集落環境づくりが不可欠であり、捕獲を中心の対策から、生息環境整備と棲み分けの実践を進めていく方向へ転換すべき。</p>	<p>野生動物との共存のため、科学的な調査・研究に基づき、「生息地管理」、「個体数管理」、「被害管理」を状況に応じて組み合わせ、「人」と「野生動物」と「自然環境（生息地）」の関係を適切に調整することにより、人と野生動物との共存を図っていくことが重要であると考えています。 ゾーニング管理により集落周辺出没し、被害を発生させているクマの捕獲を行う事で、人身被害発生に対しての一定の効果があると判断しています。 また、捕獲中心の対策ではなく、環境整備、棲み分けや誘因物除去による被害対策を進めています。</p>
<p>管理の目標に①生息環境の復元及び②棲み分けのためのクマを寄せ付けにくい集落環境の整備を入れるべき。</p>	<p>管理の目標の（1）から（3）の趣旨と同様と考えています。なお、環境整備や被害防除対策などの具体的な取り組みも記載しています。</p>
<p>捕獲に頼らない市民参画型の被害防除対策や生息地保全のための計画に方向転換すべき。</p>	<p>野生動物は、豊かな生態系を形成する一方、一部の動物種の生息数の増加や生息範囲の拡大により、地域住民に多大な農林業被害や精神的苦痛を与え、人とのあつれきを生じさせています。 このため兵庫県では、科学的な調査・研究に基づき、「生息地管理」、「個体数管理」、「被害管理」を状況に応じて組み合わせ、「人」と「野生動物」と「自然環境（生息地）」の関係を適切に調整することにより、人と野生動物との共存を図っていくことが重要であると考えています。</p>

推定生息数について	<p>生息環境は依然として劣化の一途をたどり、絶滅の危機に瀕した状態である。</p> <p>大量に捕獲しているが、出没が減少したのは被害対策や生息環境整備ではなく取りすぎた可能性が高い。地域ではクマが減ってしまったという危機的な声も聞く。</p>	<p>推定生息数や出没情報から絶滅の危機を解消するまでに生息数は回復していると判断しています。なお、広域で活動するクマは個体群管理することが望ましいとの考えにより、当計画から、個体数推定は、近畿北部・東中国ツキノワグマ広域保護管理協議会で実施した数値を採用しております。</p>
	<p>増加傾向を示しているのは人間中心のカウントの仕方である。適正な個体数管理とは何か。クマの適正な数というのは人類が議論しても無意味である。</p>	<p>人が共存できる生息数を判断し保護しなければ、過去の日本やアジアの一部地域のように、利益のためだけに捕獲や飼育が行われ続けると考えている。それらを防ぐためにも、県としては、人と野生動物との共存を図っていくうえで、「人」と「野生動物」と「自然環境（生息地）」の関係を適切に調整するための科学的な調査・研究に基づいた「生息地管理」、「個体数管理」、「被害管理」が必要であると考えています。</p>
くくりわなの規制について 使用について	<p>「くくりワナを使用する場合は法令を遵守し、輪の直径を12cm以下とする」とあるが、箱形に近い楕円形で幅が20cmを超える罠が発見されているため、円形の直径12cm以下を徹底指導せよ。</p>	<p>錯誤捕獲を防止するため、罠の構造、罠の管理、設置場所、設置時期などについて、普及・指導します。</p>
	<p>くくりわなの錯誤捕獲の問題が指摘されており、兵庫県でも問題になっています。くくりわなは使用禁止猟具にすべきと考えていますが、法整備が進むまでは、クマがかからないように、奥山での使用はできないように県として規制すべき。</p>	<p>くくりわなの使用については、鳥獣保護管理法に基づき対応します。なお、錯誤捕獲を防止するため、罠の構造、罠の管理、設置場所、設置時期などについて、普及・指導します。</p>
錯誤捕獲防止について	<p>「クマの錯誤捕獲があった場合の放獣する場所は、同一市町内とする」とあるが、同一市町内に限定せず、クマが安心して生息できる場所に放獣すべき。</p>	<p>他市町への放獣は、市町、地域住民の理解、合意が得られないため同一市町内としています。</p>
	<p>錯誤捕獲があった場合の放獣場所は、同一市町内にしか放獣できないという決まりは撤廃すべき。</p>	

被害対策・生息地管理について	クマは川魚などを貴重な食料としているため、湧き水や沢の水量、水棲生物の状況なども長期にわたり調査するべき。	今後の取組の参考にさせていただきます。
	森林内のえさ資源量調査があげられているが、この中に、長期的な水資源調査を加えて欲しい。	
	奥山の生息地での広葉樹林化をどうしていくかの内容にすべき。	広葉樹林の保全・復元や針葉樹林人工林の広葉樹林・広混交への誘導など野生動物の生息環境に必要な多様な森林整備を図っています。
	生息地の自然環境の劣化が進み、危機的な状況は脱していない。奥山の食料がなく里山に出てきている。	
有害捕獲の取り扱いについて	被害対策・生息地保全のためにどのように、マンパワーを確保するか組織作りとアイデアが必要。	自然保護団体やボランティア等による誘因物除去の取り組みが行われており、それらを進めていくことは重要であると考えています。また、生息地保全については、広葉樹林の保全・復元や針葉樹林人工林の広葉樹林・広混交への誘導など野生動物の生息環境に必要な多様な森林整備を図っています。
	有害捕獲については、被害があつて初めて、捕獲許可を出すという鳥獣保護法の原則を徹底し、事前に許可を出し、長期間に亘り箱わなを設置する方針は改めるべき。	有害捕獲許可は、被害を未然に防止するため、地域からの要望に応じて実施しています。
狩猟の取り扱いについて	精神被害という名目で有害捕獲ができるという仕組みは撤廃する。	
	狩猟については、本来の生息地である奥山の生息環境が改善しておらず、むしろ、近年、地球温暖化等の影響で、ナラ枯れが再発生したり、下層植生の劣化が顕著であり、このような状況で狩猟を行うべきではない。	人の生活圏から離れた山中等の生息環境整備は、広葉樹林化の推進等により徐々に改善を図っております。また、クマは狩猟獣となっており、狩猟については、生息数に応じた順応的管理方針に基づいて適切に運用してまいります。
	クマ狩猟を行うべきではない。クマ生息地で狩猟を行うと、逃げ回ったクマが山から出てきたり棲み分けが出来なくなる。人間に対して被害を及ぼしていないクマも捕殺することになる。	クマは狩猟獣となっており、狩猟については、生息数に応じた順応的管理方針に基づいて適切に運用してまいります。

ゾーニングについて	ゾーニングについて、人が利用している施設が近くであれば、集落ゾーンや集落周辺ゾーンとなってしまう、クマの生息地付近であっても、檻が設置され、過剰捕獲になっているという問題が出ており、乱獲の原因になっているため、ゾーニングをするのであれば、慎重に行う必要がある。	ゾーニングの集落ゾーンの設定については、耕作放棄地等については除外するなど、年度別事業実施計画において、順応的に対応することとしています。
その他	クマの狩猟自粛、禁止した経緯について、自然保護団体が狩猟禁止を訴えたを入れて欲しい。	「平成4年度から、県や自然保護団体など関係団体からの要請」として追記します。(クマ管理計画 P2)